

「保育提供体制の確保のための実施計画」の承認について

「保育提供体制の確保のための実施計画」とは、自治体の保育需要と提供体制の見える化を図り、地域の実情に応じて、必要な保育機能を将来にわたって安定的に確保することを目的として作成するものです。

市が国の「保育提供体制の確保のための財政支援」を受けるに当たっては、この「実施計画」を策定し国の採択を受ける必要があります。

実施計画については、将来にわたる保育需要の把握が十分であるか、需要に基づいた提供体制を確保するための計画になっているか等を確認する観点から、令和8年度から、地方版子ども・子育て会議等で承認（事後承認）を得ることが必要となっています。

福津市が採択により活用する財政支援は、「保育士宿舎借り上げ支援事業」についてです。

この「保育士宿舎借り上げ支援事業」の目的は、保育士が働きやすい環境の整備を行うために法人が確保した宿舎を借り上げるための費用を補助することによって、保育士の就業継続や離職防止を図り、ひいては年度途中に発生する待機児童の解消を行うためです。

令和7年度末に福岡県にこの令和8年度実施計画を提出し、内容について採択を受けています。この実施計画は、地方版子ども・子育て会議等で承認や事後承認を得ることが必要となっていますので、事後ではありますが、承認いただきたいと考えています。よろしくお願いします。

Q. なぜ令和7年度中に会議にあげなかったのか。

A. 令和8年2月の第2回福津市こどもの国推進協議会の開催が2月10日にあつりましたが、同時期（複数回〆切あり1月末、2月初旬）に実施計画提出〆切があり、協議会にかける時間的余裕がなかったためです。また、事後承認も手続き上認められているため今回の協議会で承認を得たいと考えています。

（去年まで、地方版・子育て会議等で承認を行う手続きをしていなかったため、承認が必要であると認識していなかった。）

Q. 子ども子育て支援事業計画の実績報告書と数字が異なるようだが、なぜなのか。

A. 対象範囲が異なります。また、「保育提供体制の確保のための実施計画」は、毎年作成するため当初計画時の「子ども子育て支援事業計画」とは差異が生じています。

「こども子育て支援事業計画」は、

教育保育施設（3号0～2歳：保育所・事業所内・小規模・認可）

（2号3歳以上：保育所・事業所内・小規模・認可＋企業主導型地域枠）の整備量に対する見込み及び実績です。

「保育提供体制の確保のための実施計画」は、

教育保育施設以外のもの（3号0～2歳利用定員：企業主導型地域枠含む）

（2号3歳以上利用定員：企業主導型地域枠含む）。も含みます。

※2号3歳以上利用定員：「保育提供体制の確保のための実施計画」と「子ども子育て支援事業計画」ともに企業主導型が含まれている。

→「保育提供体制の確保のための実施計画」は、毎年作成するため当初計画時の「子ども子育て支援事業計画」とは差異が生じうる。

Q. 今後計画の見直し等はあるのか。

A. 5年間の計画のため、途中で見直しすることはあり得ます。

（中間年度に見直しについて福岡県から指示がくると思われる。その手続きにそって、計画を再度見直し、必要があれば、変更もあり得る。）

「子ども子育て支援事業計画」の3号は、教育・保育施設の整備量から数字を計

上している。(保育所・事業所内・小規模・認可)

「子ども子育て支援事業計画」の2号は、教育・保育施設の整備量から数字を計上している。(保育所・事業所内・小規模・認可・認可外保育所である企業主導型保育事業)

「保育提供体制の確保のための実施計画」は、利用定員は企業主導型保育事業も含み、申込者数は、企業主導型や特定の保育園等を希望している者も含まれるため差異が生じている。